

長生村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

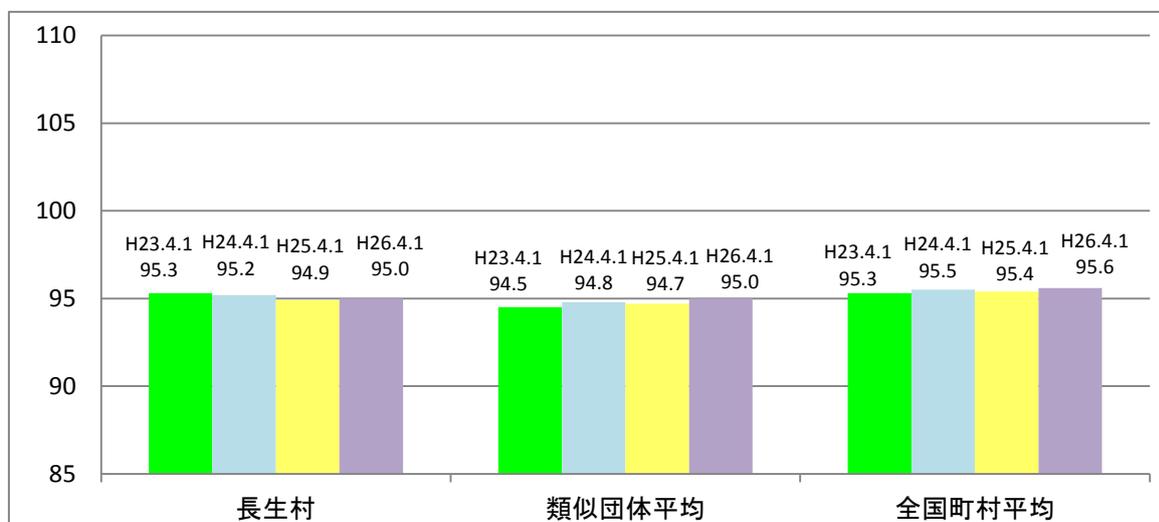
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 14,851	千円 4,871,339	千円 271,048	千円 984,461	% 20.2	% 21.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 124	千円 410,937	千円 45,924	千円 148,447	千円 605,308	千円 4,882	千円 5,413

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** ・ 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表について、国・県の見直し内容を踏まえ平均1.6%の引下げ。1級の全号給及び2級の一部号給については、引下げなし。4級以上の高位号給については、平均改定率を上回る引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

・ 管理職手当 △45% (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長生村	40.8 歳	298,524 円	332,896 円	319,447 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	381,714 円
国	43.5 歳	335,000 円	408,472 円	— 円
類似団体	41.8 歳	306,845 円	351,142 円	330,988 円

② 技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似団体	平均年齢	平均給与月額 (B)		
長生村	51.8歳	7人	235,900円	243,330円	243,330円	—	—	—	
うち調理員	52.1歳	6人	232,850円	237,085円	237,085円	調理士	44.0歳	295,600円	0.80
うち運転手	—	1人	—	—	—	自家用車乗用車運転手	58.8歳	208,500円	—
千葉県	52.4歳	559人	322,163円	376,511円	355,842円	—	—	—	
国	50.1歳	3119人	287,992円	326,611円	—	—	—	—	
類似団体	51.2歳	6人	282,123円	298,281円	291,334円	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長 生 村	—	—	—
うち調理員	3,754,220円	4,006,500円	0.94
うち運転手	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技術労働職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		長生村	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	180,800 円	172,200 円
	高 校 卒	146,200 円	146,200 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,200 円	143,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,200 円	326,500 円	372,600 円	413,500 円
	高 校 卒	— 円	300,500 円	357,100 円	411,800 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注)各階層別の職員が少ないことから5年毎の数値である。

(経験年数10年欄は10～15年、20年欄は20～25年、25年欄は25～30年、30年欄は30～35年の職員の平均である。)

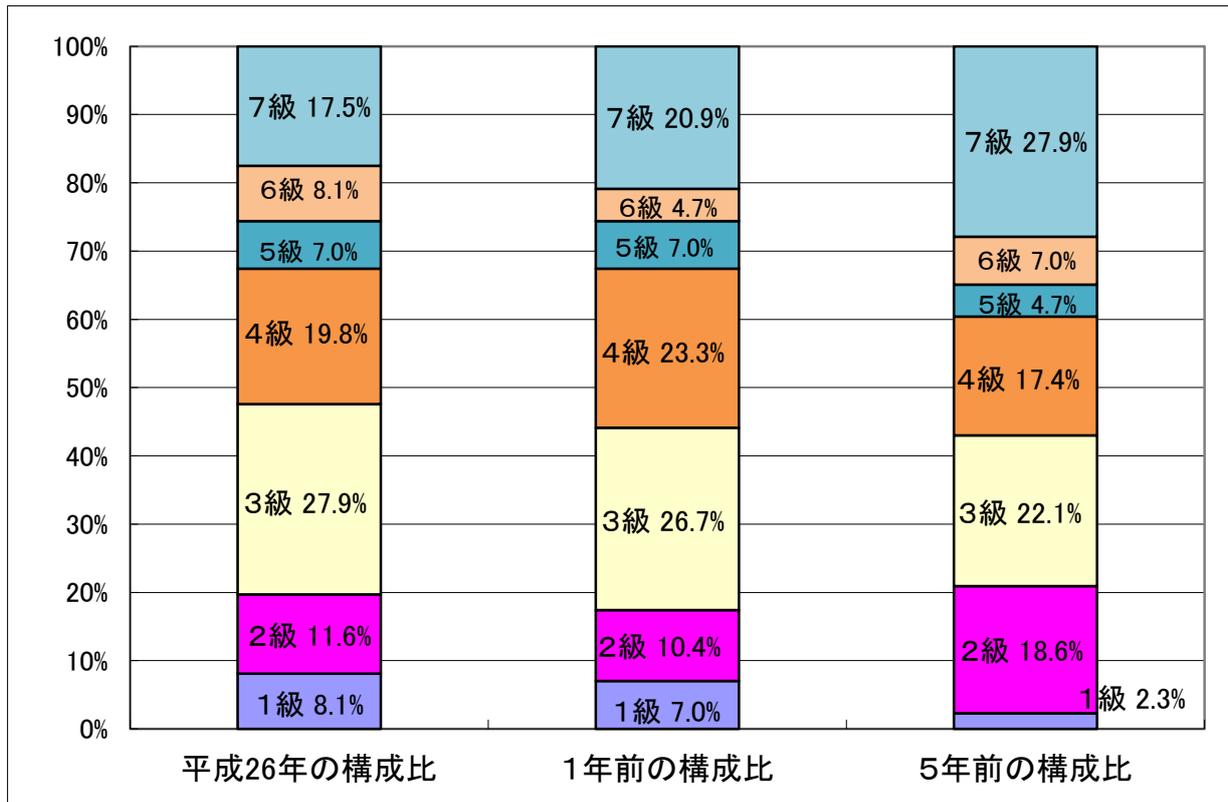
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	課長、主幹	15 人	17.5 %	366,200 円	456,200 円
6 級	課長補佐、所長、副主幹	7 人	8.1 %	320,600 円	422,600 円
5 級	主査	6 人	7.0 %	289,200 円	403,200 円
4 級	係長、副主査	17 人	19.8 %	261,900 円	390,800 円
3 級	主任主事	24 人	27.9 %	224,600 円	356,300 円
2 級	主事	10 人	11.6 %	187,800 円	307,800 円
1 級	主事補	7 人	8.1 %	137,200 円	243,700 円

(注) 1 長生村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成21年度から勤務評定制度を導入

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長生村	千葉県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,206 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,539 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 —	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

長生村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2%~20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2%~45%	
1人当たり平均支給額	21,314 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	0 %	— 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			— —

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		0 円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0 %
手当の種類(手当数)		4種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
感染症処理手当	右記業務に従事した職員	患者、死者又は病毒汚染物品に接近する作業の従事
家畜伝染病予防手当	右記業務に従事した職員	家畜伝染病予防法に基づく予防、処理に従事する職員
危険作業手当	右記業務に従事した職員	人体に有害な薬剤の取扱いをしたとき
行旅死病人取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅病人、行旅死亡人の処理作業に従事したとき
		左記職員に対する支給単価
		日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	16,029 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	133 千円
支給実績(24年度決算)	16,229 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	136 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「実績支給(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養 ・1人につき 6,500円 ・配偶者がいない場合その内1人につき 11,000円 ○特定扶養 ・16歳から22歳までの子に加算 5,000円	同じ	—	10,238 千円	200,744 円
住居手当	○借家の場合(家賃12,000円 を超える場合に限る) 家賃の額に応じて、 27,000を限度に支給	同じ	—	3,406 千円	69,520 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 全額支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円 ～11,130円を支給	異	使用距離 区分	5,143 千円	45,512 円
宿日直手当	○勤務1回につき4,200円	同じ	—	4,091 千円	58,440 円
管理職手当	○課長等 36,575 円 (減額措置前 66,500 円) ○主幹等 27,445 円 (減額措置前 49,900 円)	異		7,120 千円	374,767 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	551,600 円 (788,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円/ 507,500 円
	副 村 長	543,150 円 (639,000 円)	680,000 円/ 404,600 円
報 酬	議 長	285,000 円 (— 円)	408,000 円/ 218,000 円
	副 議 長	237,000 円 (— 円)	340,000 円/ 174,000 円
	議 員	214,000 円 (— 円)	320,000 円/ 155,000 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(25年度支給割合) 3.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 3.95 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×35/100	(1期の手当額) 9,266,880円 (13,238,400円) 任期毎
	副 村 長	給料月額×在職月数×25/100	6,517,800円 (7,668,000円) 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料、報酬及び退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

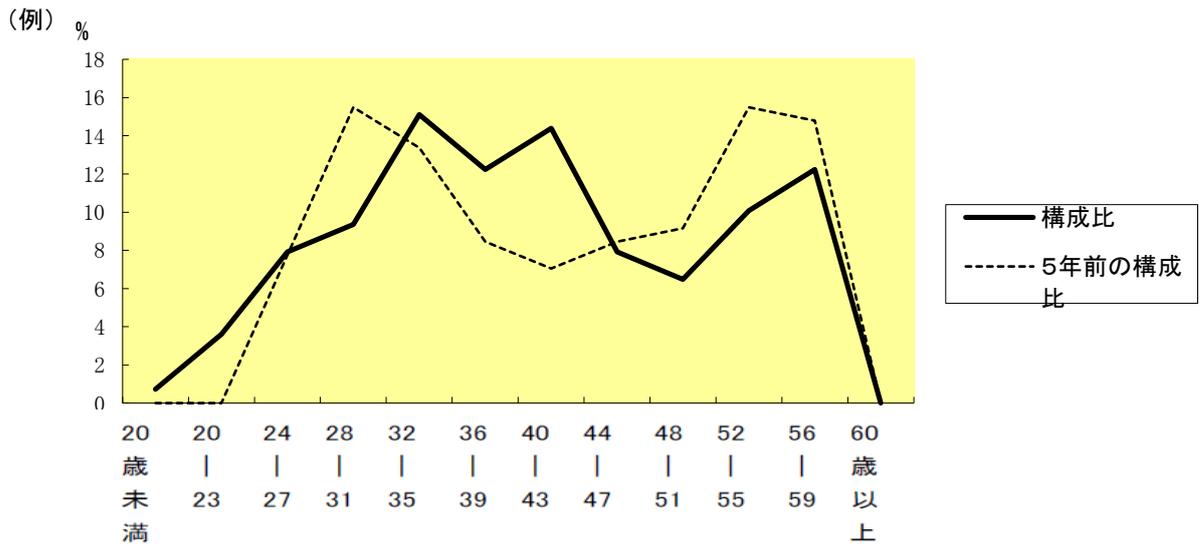
(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	26	27	1	組織の再編に伴う職員配置見直しのため
		税 務	10	10	0	
		農林水産	7	6	△ 1	職員配置見直しのため
		商 工	1	2	1	職員配置見直しのため
		土 木	7	7	0	
		民 生	46	46	0	
		衛 生	11	11	0	
	計	110	111	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.74 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.53 人)	
	教育部門	15	15	0		
小 計	125	126	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.84 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 103.87 人)		
公営会 企計 業部 等門	下水道	3	3	0		
	その他	12	10	△ 2		
	小 計	15	13	△ 2		
合 計		140	139	△ 1	<参考>	
		[162]	[162]	[0]	人口1万人当たり職員数 93.60 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	5人	11人	13人	21人	17人	20人	11人	9人	14人	17人	0人	139人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門	年 度						過去5年間の増減数(率)	
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	増減数	率
一般行政	107	109	107	106	110	111	4	(2%)
教育	21	18	19	19	15	15	▲6	(▲33%)
普通会計計	128	127	126	125	125	126	▲2	(▲4%)
公益企業会計計	14	14	15	15	15	13	▲1	(15%)
総合計	142	141	141	140	140	139	▲3	(▲2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。